

令和 6 年第 4 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
選第1号	多治見市地籍調査推進委員の推薦依頼について	1件
議第8号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
議第9号	多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について	1件
議第10号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	1件
議第11号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	2件
報第6号	令和 6 年度最適化活動の目標設定について	1件
報第7号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	3件
報第8号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	

8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和6年第4回農業委員会総会を開会する。本日は、遅刻、欠席などの連絡はありませんので15名中15名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議長 それでは、6番 東一二美 委員、7番 若尾茂 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに選第1号「多治見市地籍調査推進委員の推薦依頼について」を上程する。選第1号について事務局より説明願う。

事務局 現在、開発指導課が地籍調査を行っており、その調査に係る推進委員を農業委員会から選出して欲しいとの依頼がありましたので、委員の皆さんに選出していただくもの。期間は令和6年6月1日より3年間。

議長 選第1号について、今までは坂崎委員にお願いをしていた。引続き坂崎委員にお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

委員 異議なし

11番 この土地はイノシシが入っている様子。こういった太陽光の下をイノシシが掘ったりする。耕作する予定のドクダミは食べないが、ミミズを狙って掘ったりする。あまり放置しておく、土地が荒れて、隣の農地からクレームが出るかもしれない。

事務局 年に1度ほどの草刈りは行っている様子です。今後、太陽光発電施設については、国のルールが厳しくなってくると予測される。パネルの足の部分は一時転用扱いです。3年がめあすとなっていて、3年たって営農がしっかりとできていないのであれば、指導をすることになる。それについては、法改正があつてからの話となるが、その前に出されたものは従前のルールに従う。現状、完成していないので事務局でも確認をとっていきます。

議長 他にご発言はないか。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、議第8号について、採決を行う。議第8号について、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 挙手多数によって、議第8号は承認することに決定する。

議長 次に、議第9号「多治見市農業委員会事務局規程の一部改正について」を上程する。議第9号について事務局から説明を願う。

事務局 「多治見市農業委員会事務局規程」の一部を改正するもの。
変更理由は、再任用職員の補職名の追加をするため。

事務局に課長代理(60才未満)、副主任幹(60才以上)、総括主査、主査、主任及びその他の職員を置くことができるに改める。

議長 それでは議第9号について、意見があれば発言願う。

(委員発言なし)

事務局 補足で説明をさせていただきます。申請地の隣地の■■■■■■■■についてですが、ここは農振農用地となっており、申請せず、農振除外はしません。82-1 に建つ小屋と一体の様に見えるが、87-1 と同じ小屋ではありません。農振農用地側の小屋を壊してしまうと、農業をここで行わなければならなくなってしまうので、農業小屋として残すもの。

議 長 他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 1 について、採決を行う。議第 11 号の事案 1 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数によって、議第 11 号の事案 1 は承認することに決定する。

議 長 続けて議第 11 号の事案 2 について地元委員の意見を求求める。

6 番 名前は■だと思っていたが、■■となっている。どちらが本当なのか。

事務局 外国人の方で、通称である■■を使わせてもらいました。

6 番 ここは既に駐車場となってしまう。

議 長 昭和 57 年には一度、許可がおりているようだ。他にご発言はないか。

委 員 (委員発言なし)

議 長 発言がないようなので、議第 11 号の事案 2 について、採決を行う。議第 12 号の事案 2 について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手によって、議第 11 号の事案 2 は承認することに決定する。

(閉会 午後 3 時 45 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	藤井	憲
書記	岡田	聡

令和 6 年 4 月 24 日

議事録署名

6 番

7 番

議長